

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、それぞれの環境分野に共通した基本となる施策として、環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定し、厳正に運用するとともに、大阪府環境審議会、大阪府環境行政推進会議、豊かな環境づくり大阪府民会議等の推進体制等の適切な運営を通じ、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種の施策を総合的に推進した。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例等の施行

■環境基本条例の推進

平成6年3月に制定し、同年4月から施行した「環境基本条例」に基づき、都市・生活型公害や地球環境問題への対応、より快適な環境に対する府民ニーズの高まり等、多様化する環境をめぐる社会状況を踏まえ、『人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造』を目指し、生活環境、自然環境、都市環境（歴史的文化的環境を含む）及び地球環境に係る環境施策を、総合的・計画的に推進した。

■生活環境の保全等に関する条例の推進

環境基本条例の理念にのっとり、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定めた「生活環境保全条例」を平成6年3月に制定し、同年11月から施行した。

あわせて、公害対策審議会からの答申をもとに、生活環境保全条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）を制定し、条例と同時に施行した。

また、自動車公害対策の強化を図るため、アイドリング行為の禁止及び事業者の従業者への指導義務や駐車場管理者の利用者への周知義務等に関する条項を追加するなど、平成10年3月に生活環境保全条例の一部改正を行った。

■自然環境保全条例の推進

環境基本条例の理念にのっとり、多様性のある豊かな緑の創出や野生動植物の生息等への配慮等の新たな方策を盛り込んで改正した「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出及び生態系の多様性の確保を推進した。

②環境総合計画等の推進

■環境総合計画の推進

環境基本条例の理念にのっとり、環境をめぐる国内外の動向や府域の情勢を踏まえ、諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第9条に基づき、平成8年3月に「大阪府環境総合計画」（1-1-1

表)を策定し、同計画の長期的な目標である『豊かな環境都市・大阪』の構築の実現に向け、諸施策の推進に努めた。

また、各施策・取組の具体的な内容を示すため、「平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめた。

1-1-1表 大阪府環境総合計画の概要

計 画 の 期 間	21世紀の第1四半期(2025年)を見通しつつ、平成13年度(2001年度)まで
計 画 の 対 象 地 域	大阪湾を含む大阪府全域
2025年を目途とした 長期的な目標	「豊かな環境都市・大阪」の構築 ・環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪 ・ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪 ・環境を大切にす文化が誇れる大阪 5つの主要な課題別の目標(交通、資源、エネルギー、水、緑)
長 期 的 な 目 標 の 達 成 の 方 途	・環境負荷の少ない循環型システムへの変革 ・自然が調和できる活力ある都市の構築 ・自主的に環境に配慮する気運づくり
21世紀初頭までの 施策の展開	豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 総合的・計画的な施策推進/事業活動における環境への配慮/ 自主的な活動の促進/環境情報の活用/調査研究の推進 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現 自動車公害の防止/廃棄物・リサイクル対策の推進/大気環境の保全/ 水環境の保全/地盤環境の保全/騒音・振動の防止/ 環境保健対策等の推進 自然と共生する豊かな環境の創造 生態系の多様性の確保/多様な自然環境の保全・回復、活用/ 自然とふれあう場と機会づくり/自然環境の保全・創造のための活動の推進 文化と伝統の香り高い環境の創造 潤いと安らぎのある都市空間の形成/美しい景観の形成/ 歴史的文化的環境の形成 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造 地球環境保全に資する取組の推進/環境に優しい地域づくり
計 画 の 効 果 的 推 進	・環境に配慮した取組の推進(各主体の役割と取組) ・計画の推進体制と進行管理(推進体制、各主体の連携等)

■みどりの大阪21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」(平成8年2月策定)に基づき、府、市町村、事業者、府民が、それぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら、本プランを推進するための施策を実施した。

③環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

■環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

大阪府が、事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目指して、平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画(府庁エコアクションプラン)」に基づき、環境推進員の設置等の環境管理の庁内体制を整備するとともに省エネルギーやリサイクル等の取組を推進した(1-1-2表)。また、環境管理に関する国際規格である環境ISO(ISO14001)の認証取得について検討を行った。

1-1-2表 環境にやさしい大阪府庁行動計画（府庁エコアクションプラン）の概要

計 画 の 期 間	平成9～13年度までの5か年、平成11年度に中間的な見直し
計 画 の 対 象	府が実施する事務事業全般、出先機関も含む
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネやリサイクル等についてCO₂に換算して数値目標を設定 ・グリーン購入について、指定用品中の事務用品におけるエコ製品の比率を金額ベースで平成9年度から約50%に引き上げて実施。また、職場において、環境に配慮した取り組み状況をチェックするため、平成9年度に各課等に環境推進員を設置するとともに、「ふちょうエコ課計簿」を作成し、取組を推進。 ・環境行政推進会議において、計画の進行管理を行うなど、計画の推進・点検体制を確立。 計画推進（環境総括責任者、環境推進員）、計画点検（環境局）
取 組 内 容 等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針19、目標1・2のうち数値目標8 ・エコオフィスづくり（環境に配慮した職場づくり） ・エコプロジェクトの実施（環境に配慮した公共事業に実施） ・エコワークの推進（職場一人ひとりの取組内容の促進）

■クリアー作戦「ハートフル・ハーフ運動」

平成9年7月から、事務改善の一環として、作成段階からの文書の減量化に取り組んでいる。主な取り組みは、ワンペーパー化（簡易な文書の作成）の促進や両面コピーの徹底である。庁内啓発として、次長会議での全庁への周知、啓発標語の募集、ポスター・シールの作成・掲示等を行った。

④審議会における審議

■環境審議会における審議

大阪府環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号）に基づき、府域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、平成6年8月に設置された。平成10年3月31日現在、委員は50名、幹事は29名であり、平成9年度における審議状況は、1-1-3表のとおりである。

1-1-3表 大阪府環境審議会における審議状況
(審議会)

開催年月日	議 題
平9. 6. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価制度の在り方について（諮問） ・平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策について（報告）
平9. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価制度の在り方の中間まとめについて
平9. 11. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府の環境影響評価制度の在り方について（中間まとめ）」に関する府民意見のヒアリングについて
平9. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について（諮問） ・平成9年版「大阪府環境白書」について ・環境影響評価制度の在り方について（答申）

■自然環境保全審議会における審議

大阪府自然環境保全審議会は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び大阪府自然環境保全審議会条例（昭和48年大阪府条例第3号）に基づき、大阪府における自然環境保全に関する基本的事項及び温泉行政に関し必要な事項を調査審議するため、昭和48年3月に設置され、平成10年3月31日現在、委員は35名である。

平成9年度における審議状況は、1-1-4表のとおりである。

1-1-4表 大阪府自然環境保全審議会における審議状況

(審議会)

開催年月日	議 題
平9. 9. 18	1. 温泉部会決定事項について（報告） 2. 和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区の設定について（諮問及び答申）
平10. 3. 24	1. 温泉部会決定事項について（報告） 2. 地黄湿地大阪府緑地環境保全地域の指定及び保全計画について（諮問及び答申）

(温泉部会)

開催年月日	議 題
平9. 8. 5	1. 温泉掘さく許可について（諮問及び答申） 2. 温泉動力装置許可について（諮問及び答申）
平9. 9. 9	1. 温泉動力装置許可について（答申）
平10. 2. 9	1. 温泉掘さく許可について（諮問及び答申） 2. 温泉動力装置許可について（諮問及び答申）

⑤府の機関相互の連携による施策推進

■環境行政推進会議の場の活用

環境基本条例に基づき、庁内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、知事を議長、副知事を副議長、関係部局長等19名を委員とする大阪府環境行政推進会議を開催し、「大阪府環境影響評価条例」等を検討した（1-1-5表）。

1-1-5表 大阪府環境行政推進会議の開催状況

開催年月日	議 題
平9. 5. 13	・「平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について
平9. 9. 9	・「平成8年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」について ・「環境影響評価制度の在り方」について
平10. 2. 10	・「大阪府環境影響評価条例案」について

⑥府民等との協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

府、市町村、事業者、民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、平成9年6月に改定した「豊かな環境づくり大阪行動計画－地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21」に基づき、それぞれの立場での実践活動を展開した(1-1-6表)。

1-1-6表 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況

開催年月日	議 題
平9. 6. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成9年度豊かな環境づくり大阪行動計画」の策定について ・「おおさか環境賞」受賞者の決定について ・「豊かな環境づくり大阪府民の集い」について
10. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成10年度豊かな環境づくり大阪行動計画骨子(案)」について ・府民会議の入会基準について

第2 各種計画との連携

①各種計画との調整・連携

■大阪地域公害防止計画の策定

内閣総理大臣の指示を受け、大阪地域(島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町及び千早赤阪村を除く)を対象として第6次「大阪地域公害防止計画」(計画期間:平成9年度から平成13年度)を大阪府環境総合計画との整合性に配慮しながら、平成10年2月に策定した(1-1-7表)。また、第5次計画について、最終年度である平成8年度末時点での事業の進捗状況を調査した(1-1-8表)。

1-1-7表 第6次「大阪地域公害防止計画」の概要

計画期間	平成9年度～13年度(5カ年)		
対象地域	大阪府域33市5町 (島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の6町村を除く府域)		
根拠法令	環境基本法第17条		
主旨	対象地域において、当期間内に実施されるべき、公害の防止に関する施策をとりまとめている。		
主要課題	(1) 都市地域における大気汚染対策 (2) 交通公害対策 (3) 都市内河川の水質汚濁対策 (4) 大阪湾の水質汚濁対策 (5) 地下水汚染対策 (6) 廃棄物・リサイクル対策		
計画事業費	公害対策事業	特例負担適用	8,128億円
		特例負担非適用	9,266億円
		小計	17,394億円
	公害関連事業		7,309億円
	民間企業が講じる措置		572億円
	合計		25,275億円

1-1-8表 大阪地域公害防止計画(第5次)進捗状況

(単位:億円)

事業名		計画事業費(A)	実績事業費(平成8年度末累計)(B)	進捗率(%) (B)/(A)
公害対策事業	特例負担適用	7,264	6,289	86.6
	特例負担非適用	5,175	9,219	178.1
	小計	12,439	15,507	124.7
公害関連事業		5,288	7,829	148.1
民間事業者が講じる措置		430	835	194.2
合計		18,157	24,171	133.1

■主な関係計画との調整・連携

環境に優先的に配慮してあらゆる取組を進めるという視点に立ち、府において策定する関係計画について、豊かな環境の保全と創造に向けて調整・連携を図った（1-1-9表）。

1-1-9表 平成9年度に策定した関係計画

計 画 名	策 定 時 期
大阪府公共工事コスト削減対策に関する行動計画	平成9年9月